第２章　関係地域

２．１　環境影響を受ける範囲であると認められる地域

事業の実施により環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、環境要素の中で最も広範囲に影響が及ぶと考えられる景観影響（景観対策ガイドライン(案)より計算した結果、対象物から約 4.6km の範囲)を考慮し、図 2-1 に示すとおり、対象事業実施区域の外側約 4.6km を含む範囲（幅約 10km）とした。

管轄する市町村は「山梨県南巨摩郡南部町」の 1 町である。

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

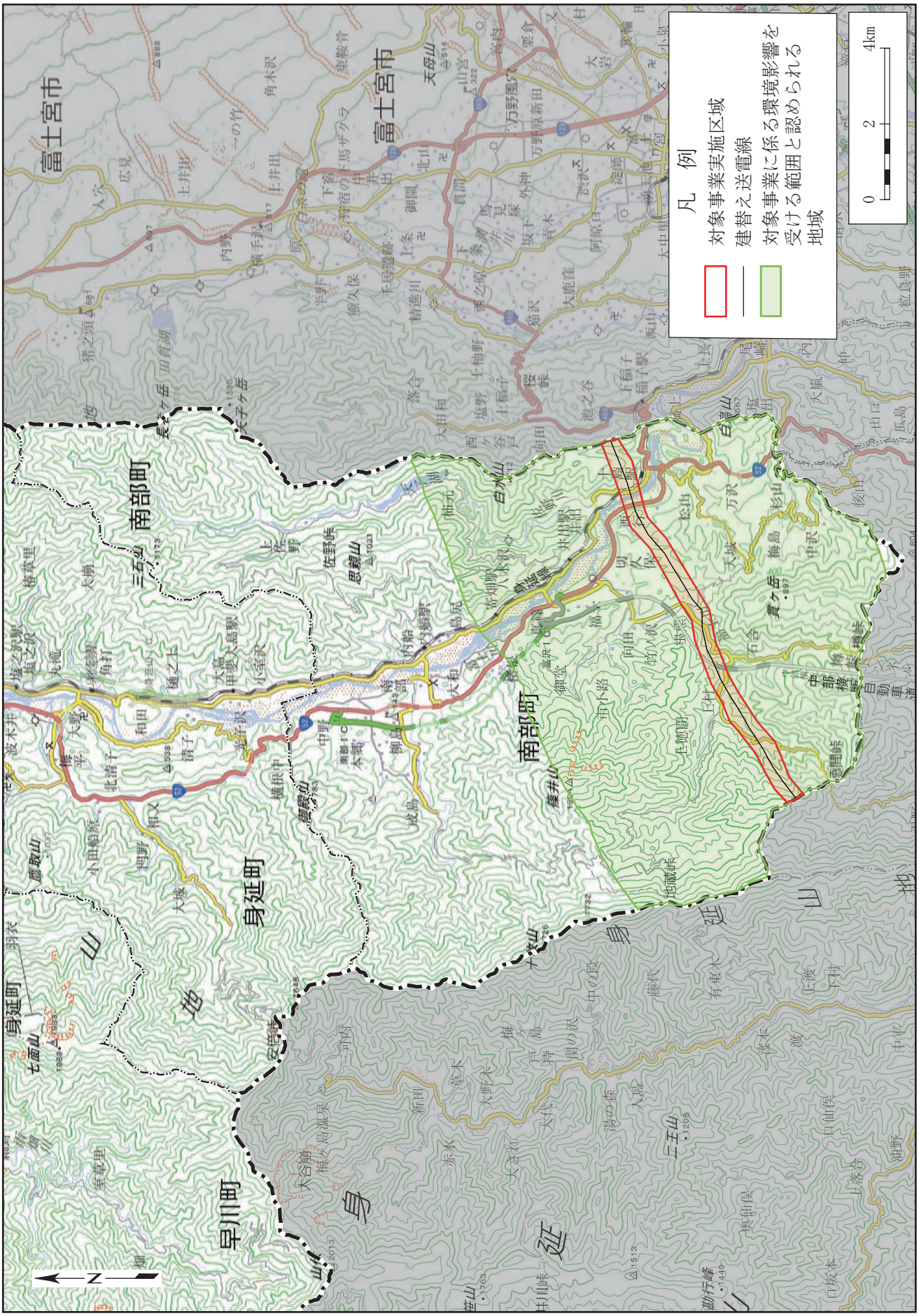


図 2-1　　環境影響を受ける範囲であると認められる地域

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

２．２　環境への影響が懸念された環境影響評価項目

補正評価書における環境影響評価項目の選定項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、表2.2-1に示すとおり選定した。また、環境影響評価の項目としての選定理由または選定しない理由は表2.2-2に示すとおりである。

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

表 2.2-1　環境影響評価の項目の選定

環境影響要因の区分 / 環境要素の区分		工事の実施			工作物の存在
		工事用資材等の搬入出	建設機械の稼働	造成等の施工	送電線路の存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染	△	△	△	
	悪　臭				
	騒　音	○	△	△	△
	低周波音	△	△	△	
	振　動	△	△	△	
	水質汚濁		△	△	
	水　象				
	地盤沈下				
	土壌汚染				
	地形・地質				
	日照阻害				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植　物			○	○
	動　物	○	△	○	○
	生態系	○※	△	○	○
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景				○
	人と自然との触れ合いの活動の場				
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土	△		△	
	大気汚染物質・水質汚濁物質				
	温室効果ガス等				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量				

注：1.「○」は環境影響評価を標準的に行う項目、「△」は一般的な環境保全対策で対応する項目、空欄は環境影響評価を行わない項目を示す。
2. ※印は方法書から変更した項目を示す（上位性注目種としてクマタカを選定したことにより、「△」から「○」へ変更した）。

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

表 2.2-2(1)　環境影響評価の項目として選定する理由または選定しない理由

環境要素の区分	環境影響要因の区分	選定	選定する理由または選定しない理由
大気汚染	工事用資材等の搬入出	△	工事による影響が最大になると想定される基礎工事の時期でも、工事用車両の走行台数（1日平均15台程度/基、最大4日程度）、通勤車両の走行台数（1日平均5台程度/基）及び建設機械の稼働台数（同時稼働4台程度/基）は少なく、排ガス発生源となる機械の稼働期間（4ヵ月程度/基）も短いことから、生活環境に与える影響は小さい。そのため、一般的な環境保全対策で対応することとし、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働	△	
	造成等の施工	△	
	送電線路の存在		鉄塔・電線の存在に伴い、大気汚染は発生しないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
悪　臭	工事用資材等の搬入出		工事中及び鉄塔・電線の存在時に、悪臭は発生しないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働		
	造成等の施工		
	送電線路の存在		
騒　音	工事用資材等の搬入出	○	ヘリコプターによる運搬（実働5時間程度/日、最長40日程度）については、人家に対する一時的な影響が考えられることから、環境影響評価の項目に選定する。 ただし、工事用車両の走行台数（1日平均15台程度/基、最大4日程度）及び通勤車両の走行台数（1日平均5台程度/基）は少なく、かつ至近に人家が存在しないことから、一般的な環境保全対策で対応する。
	建設機械の稼働	△	建設機械の稼働台数（同時稼働4台程度/基）は少なく、かつ至近に人家が存在しないことから、一般的な環境保全対策で対応することとし、環境影響評価の項目に選定しない。
	造成等の施工	△	ヘリコプターによる延線については、短時間（2時間程度/日）、短期間（最大4日程度）、稀頻度（数ヵ月ごとに1日）の作業であり、使用するヘリコプターは小型の機体を選定することから、生活環境に与える影響は小さい。そのため、一般的な環境保全対策で対応することとし、環境影響評価の項目に選定しない。
	送電線路の存在	△	ヘリコプターによる巡視については、定期は年１回、台風や落雷等の自然災害による被害確認のために臨時で年数回の頻度で通過時間は数分程度である。使用するヘリコプターは小型の機体を選定することから、生活環境に与える影響は小さい。そのため、一般的な環境保全対策で対応することとし、環境影響評価の項目に選定しない。

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

表 2.2-2(2)　環境影響評価の項目として選定する理由または選定しない理由

環境要素の区分	環境影響要因の区分	選定	選定する理由または選定しない理由
低周波音	工事用資材等の搬入出	△	工事用車両の走行台数（1日平均15台程度/基、最大4日程度）、通勤車両の走行台数（1日平均5台程度/基）及び建設機械の稼働台数（同時稼働4台程度/基）は少なく、かつ至近に人家が存在しないことから、一般的な環境保全対策で対応することとし、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働	△	
	造成等の施工	△	
	送電線路の存在		鉄塔・電線の存在に伴い、低周波音は発生しないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
振　動	工事用資材等の搬入出	△	工事用車両の走行台数（1日平均15台程度/基、最大4日程度）、通勤車両の走行台数（1日平均5台程度/基）及び建設機械の稼働台数（同時稼働4台程度/基）は少なく、かつ至近に人家が存在しないことから、一般的な環境保全対策で対応することとし、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働	△	
	造成等の施工	△	
	送電線路の存在		鉄塔・電線の存在に伴い、振動は発生しないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
水質汚濁	工事用資材等の搬入出		工事用資材等の搬入出に伴い、濁水は発生しないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働	△	雨水により濁水が周辺河川に流入するおそれがあるが、造成規模は小規模であり、河川等に水質汚濁物質は排出しないことから、影響は小さい。そのため、一般的な環境保全対策で対応することとし、環境影響評価の項目に選定しない。
	造成等の施工	△	
	送電線路の存在		鉄塔・電線の存在に伴い、濁水は発生しないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
水　象	工事用資材等の搬入出		河川に鉄塔を設置しないため、水象を変化させるおそれはないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働		
	造成等の施工		
	送電線路の存在		
地盤沈下	工事用資材等の搬入出		地下水の汲み上げは行わないため、地盤沈下のおそれはないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働		
	造成等の施工		
	送電線路の存在		
土壌汚染	工事用資材等の搬入出		有害物質の使用及び排出作業はないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働		
	造成等の施工		
	送電線路の存在		

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

表 2.2-2（3） 環境影響評価の項目として選定する理由または選定しない理由

環境要素の区分	環境影響要因の区分	選定	選定する理由または選定しない理由
地形・地質	工事用資材等の搬入出		重要な地形及び地質の改変は行わないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働		
	造成等の施工		
	送電線路の存在		
日照阻害	工事用資材等の搬入出		日照阻害が生じるような構造物は設置しないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働		
	造成等の施工		
	送電線路の存在		
植　物	工事用資材等の搬入出		工事用車両及び通勤車両の走行、建設機械の稼働による直接的な植物への影響はないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働		
	造成等の施工	○	保全すべき植物種または植物群落が生育する場合には、造成等の施工による一時的な影響が考えられることから、生育状況を確認するため環境影響評価の項目に選定する。
	送電線路の存在	○	保全すべき植物種または植物群落が生育する場合には、保安伐採による影響が考えられることから、生育状況を確認するため環境影響評価の項目に選定する。
動　物	工事用資材等の搬入出	○	ヘリコプターによる運搬（実働5時間程度/日、最長40日程度）については、猛禽類への影響が考えられることから、環境影響評価の項目に選定する。 ただし、工事用車両の走行台数（1日平均15台程度/基、最大4日程度）、通勤車両の走行台数（1日平均5台程度/基）は少なく、動物に与える影響は小さいことから、一般的な環境保全対策で対応する。
	建設機械の稼働	△	建設機械の稼働台数（同時稼働4台程度/基）は少なく、稼働期間（4ヵ月程度/基）も短いことから、動物に与える影響は小さい。そのため、一般的な環境保全対策で対応することとし、環境影響評価の項目に選定しない。
	造成等の施工	○	伐採、仮設備の設置、掘削については、保全すべき動物が生息する場合には、造成等の施工による一時的な影響が考えられることから、環境影響評価の項目に選定する。 ただし、ヘリコプターによる延線については、短時間（2時間程度/日）、短期間（最大4日程度）、稀頻度（数ヵ月ごとに1日）の作業であり、使用するヘリコプターは小型の機体を選定することから、動物に与える影響は小さい。そのため、一般的な環境保全対策で対応する。

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

表 2.2-2（4） 環境影響評価の項目として選定する理由または選定しない理由

環境要素の区分	環境影響要因の区分	選定	選定する理由または選定しない理由
動　物	送電線路の存在	○	保安伐採については、保全すべき動物が生息する場合には、保安伐採による影響が考えられることから、環境影響評価の項目に選定する。 ただし、ヘリコプターによる巡視については、定期は年１回、台風や落雷等の自然災害による被害確認のために臨時で年数回の頻度で通過時間は数分程度である。使用するヘリコプターは小型の機体を選定することから、動物に与える影響は小さい。そのため、一般的な環境保全対策で対応する。
生態系	工事用資材等の搬入出	○	ヘリコプターによる運搬（実働5時間程度/日、最長40日程度）については、生態系への影響が考えられることから、環境影響評価の項目に選定する。 ただし、工事用車両の走行台数（1日平均15台程度/基、最大4日程度）及び通勤車両の走行台数（1日平均5台程度/基）は少なく、生態系に与える影響は小さいことから、一般的な環境保全対策で対応する。
	建設機械の稼働	△	建設機械の稼働台数（同時稼働4台程度/基）は少なく、稼働期間（4ヵ月程度/基）も短いことから、生態系に与える影響は小さい。そのため、一般的な環境保全対策で対応することとし、環境影響評価の項目に選定しない。
	造成等の施工	○	造成等の施工により一時的な影響が考えられることから、環境影響評価の項目に選定する。
	送電線路の存在	○	保安伐採による影響が考えられることから、環境影響評価の項目に選定する。
景観・風景	工事用資材等の搬入出		建設機械等による景観・風景への影響は一時的であることから、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働		
	造成等の施工		
	送電線路の存在	○	鉄塔・電線の存在に伴い、景観・風景への影響が生じるおそれがあることから、環境影響評価の項目に選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬入出		工事用車両の走行台数（1日平均15台程度/基、最大4日程度）及び通勤車両の走行台数（1日平均5台程度/基）は少なく、建設機械の稼働期間（4ヵ月程度/基）も短いため、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響はないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働		
	造成等の施工		
	送電線路の存在		鉄塔・電線の存在に伴い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響はないことから、環境影響評価の項目に選定しない。

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

表2.2-2（5）　環境影響評価の項目として選定する理由または選定しない理由

環境要素の区分	環境影響要因の区分	選定	選定する理由または選定しない理由
廃棄物・発生土	工事用資材等の搬入出	△	主な資材等（鉄塔材、生コン等）では、多くが梱包不要であり、梱包材等の廃棄物発生量が少量であることから、一般的な環境保全対策で対応することとし、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働		建設機械の稼働に伴い、廃棄物・発生土は発生しないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
	造成等の施工	△	建設発生土は、発生を抑制する設計としており、発生量が少量であるため、一般的な環境保全対策で対応することとし、環境影響評価の項目に選定しない。
	送電線路の存在		鉄塔・電線の存在に伴い、廃棄物・発生土は発生しないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
大気汚染物質・水質汚濁物質	工事用資材等の搬入出		工事中及び鉄塔・電線の存在時に、大気汚染物質、水質汚濁物質は発生しないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働		
	造成等の施工		
	送電線路の存在		
温室効果ガス等	工事用資材等の搬入出		工事用車両の走行台数（1日平均15台程度/基、最大4日程度）及び通勤車両の走行台数（1日平均5台程度/基）は少なく、建設機械の稼働期間（4ヵ月程度/基）も短いため、温室効果ガス等の発生はごく少量であることから、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働		
	造成等の施工		
	送電線路の存在		鉄塔・電線の存在に伴い、温室効果ガス等は発生しないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
放射線の量	工事用資材等の搬入出		工事中及び鉄塔・電線の存在時に、放射性物質は発生しないことから、環境影響評価の項目に選定しない。
	建設機械の稼働		
	造成等の施工		
	送電線路の存在		

注：「○」は環境影響評価を標準的に行う項目、「△」は一般的な環境保全対策で対応する項目、空欄は環境影響評価を行わない項目を示す。

表2.2-2に記載の一般的な環境保全対策は表2.2-3に示すとおりである。

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

表2.2-3　一般的な環境保全対策

環境影響評価の項目	一般的な環境保全対策
大気汚染	・工事時間は8～17時を基本とし、原則夜間工事は行わない計画とする。 ・排出ガス対策型建設機械の採用に努める。 ・建設機械等は毎日整備、使用前点検を行う。 ・不必要な建設機械等の稼働は避ける。 ・工事用車両、通勤車両台数の平準化に努める。 ・規制速度を遵守する。 ・急発進、急停止を避けるなどエコドライブを推進する。
騒　音	・工事時間は8～17時を基本とし、原則夜間工事は行わない計画とする。 ・低騒音・低振動型建設機械の採用に努める。 ・建設機械等は毎日整備、使用前点検を行う。 ・不必要な建設機械等の稼働は避ける。 ・建設機械等の稼働の平準化に努める。 ・規制速度を遵守する。 ・住居への影響がある場合は仮囲い、防音シートの設置等を検討する。 ・急発進、急停止を避けるなどエコドライブを推進する。 ・ヘリコプターは不必要な飛行を避け、夜間の飛行は行わない。
低周波音	・工事時間は8～17時を基本とし、原則夜間工事は行わない計画とする。 ・低騒音・低振動型建設機械の採用に努める。 ・建設機械等は毎日整備、使用前点検を行う。 ・不必要な建設機械等の稼働は避ける。 ・建設機械等の稼働の平準化に努める。
振　動	・工事時間は8～17時を基本とし、原則夜間工事は行わない計画とする。 ・低騒音・低振動型建設機械の採用に努める。 ・建設機械等は毎日整備、使用前点検を行う。 ・不必要な建設機械等の稼働は避ける。 ・建設機械等の稼働の平準化に努める。 ・規制速度を遵守する。 ・急発進、急停止を避けるなどエコドライブを推進する。
水質汚濁	・掘削土はフレキシブルコンテナバッグに入れて仮置きする。 ・土砂流出防止のための緑化対策を行う。
動　物	・工事時間は8～17時を基本とし、原則夜間工事は行わない計画とする。 ・低騒音・低振動型建設機械の採用に努める。 ・ヘリコプターは不必要な飛行を避け、夜間の飛行は行わない。 ・定期的に工事関係者による会議等を行い、工事区域外への不要な立ち入りの禁止、動物の保護を指導するとともに、環境保全措置を工事関係者へ周知徹底する。
生態系	・動物に同じ。
廃棄物・発生土	・梱包材の削減、または再資源化を図る。 ・建設発生土の少ない鉄塔基礎の採用を検討する。

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱